

令和7年2月18日

職員の処分について

～ 停職1月の懲戒処分を発令 ～

令和6年12月19日（木）に宮津市内のスーパーで食料品2点を窃盗した職員に対し、以下のとおり懲戒処分を発令しました。

<被処分者>

- 60代女性職員

<処分発令日>

- 令和7年2月18日

<処分内容>

- 停職1月
(根拠：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号)

<市長コメント>

この度は、市民の信頼に関わるような非違行為があったことについて、真摯に受け止め、被害に遭われた店舗及び市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、このようなことが再び起こらないよう、綱紀保持及び服務規律並びにコンプライアンス意識の徹底を図り、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。